

平成27年 9月28日

年金受給者の皆さまへ

日本金属企業年金基金
理事長 下川 康 志

個人番号制度(マイナンバー制度)に関するお知らせ

拝啓 皆さまには益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金運営にご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、かねてよりご案内のとおり、平成27年10月以降、住民票を有する全ての方に1人1つの個人番号(マイナンバー)が、各市区町村から通知されます。

(個人番号(マイナンバー)は、平成28年1月以降社会保障・税・災害対策の分野で利用されることとなります。)

年金制度においては、平成28年1月以降の支払いに係る法定調書へ個人番号(マイナンバー)を記載することが義務付けられています。

本来であれば、皆さまから個人番号(マイナンバー)を提出していただくべきところですが、当基金としては事務の負担等を勘案し

『企業年金連合会(以下「連合会」といいます。)を通じて、国から個人番号(マイナンバー)を受領すること』 といたしました。

なお、連合会を通じて、皆さまの個人番号(マイナンバー)が確認できなかった場合等には、当基金から直接、ご確認をする場合もありますので、あらかじめご了解ください。

【ご参考】

当基金が採用する、「連合会を通じて、国から個人番号(マイナンバー)を取得する方法」は、国によって認められております。

<お問合せ先>

日本金属企業年金基金

担当：小川、島田

電話番号：03-5765-8130

(8:50～17:30 土日祝日・年末年始を除く)

敬具